教育委員會

入學の御知らせ

今年の四月より小學校一年生に入學される子供さんは!!

昭和21年4月2日より
昭和22年4月1日まで　に生れた方です

就學通知書を二月上旬、各部落駐在員の御協力を徑て御屆けいたします。もし通知もれの場合は（轉出轉入などで）至急、教育委員會事務局に申出て下さい、尙病弱及び發育不完全、その他止むを得ない事由のため、就學困難な者は、醫師の証明書、その事由を証するに足る、書類を添へて、市教育委員會事務局に其の旨御屆け願います。

保護者は楽しい入學日に支障なきよう、子供さんの健康狀態に十分注意して下さい。

※可愛いい一年生として今年入學される子供さんの數は七五五人であります。

兒童生徒の轉校について

小學校兒童、中學校生徒が學校を轉校する場合は、轉出、轉入とも事前に、かならず教育委員會事務局に御屆けください。

教育映画巡回について

一月中はフイルムの關係で巡回出來ませんでしたが、二月より巡回上映を開始し日程は追つて御通知致します、關係各位の御協力を御願いいたします。

商産工水

米の自由販賣とは?

最近、新聞、ラヂオ等で報道されつつある米の自由販賣の語句は統制撤廢の樣な思惑を與へ、統制の秩序が混亂する、け念もありますので此の点について御知らせ致します。

自由販賣とは?

二十七年産米の供出完遂農家及供出の割當を受けなかつた農家が自己の餘剩保有米を政府に對して自由に販賣出來る制度を云うのであります。

この買付は政府より集荷の指定を受けた指定業者が集荷して政府に納付することになつています。

政府の指定業者でない個人同志における賣買や供出の未完遂農家が販賣した場合は食糧管理法によつて處罰されますので御注意申上げます。

◎阿久根市の指定集荷業者は

阿久根市農業協同組合
出水食糧販賣協同組合阿久根駐在集荷人

消費者が米穀配給店を變更する場合は

四月一日より左記によつて認められます

1 登録していた配給店が業者登録を受けなかつた場合
2 配給店が業者登録を取り消された場合
3 配給店が業務を廢止した場合
4 住所を移動した場合
5 登録した配給店の業務の運營が適當でないため消費者に著しい不便を與へたと市町村長が認めて承認した場合
6 變更することを登錄した配給店が承認した場合

生衛

御協力を! 野犬狩を實施いたします

本市における野犬の推定數は約六〇〇匹で今年になつて登錄を受けている犬はそのうちわずか二六九匹余りと云う不成績でその他の殆んどが立派な飼主を持つ無登錄の犬であります。したがつて予防注射も受けないで、飼放しにしてあるため、大變近所の迷惑にもなり、農家の作物や住家の庭等を荒し又道を通る幼兒や大人にまでかみついたりします。

最近市内各地區よりこれらの犬に對する非難の聲がありますので、この際登錄すみの犬でも繋留する樣お願いします。一方無登錄の犬に對しては徹底的捕獲をめざして、野犬狩にのりだす計畫ありますから、無登錄の犬は速やかに登錄の手續を取り、狂犬病の予防注射を是非受けてください。

今回、出水保健所より野犬掃蕩を實施されます、市民各位の御協力を御願い致します。

實施期間

自2月16日
至2月21日

※次の樣な犬は野犬として掃蕩されますので、（登錄犬には鑑札及注射濟証をかならず首につけておいてください）

1 無登錄犬
2 予防注射を受けていない犬
3 飼育者不明の犬

商工業者にとつて、市街地美化の問題は重要であります折角作つた街灯を一〇〇パーセント生かし、先づ点灯の勵行を心から御願い致します。

実態を調査しましたが半數以上も消灯していた事實も確認した次第です。

私共は商工行政を進歩的に高度におし進めるには、これ等が一つ一つ實行され、すべての市民をして心からの理解ある協力が望まれるのであります。

工産商水

㊀㊁の点灯勵行について御願い

＝美しい商店街の装飾＝

市制が施行されてから、今日では其の中心をなしている商店街は各業者の經營の合理化によつて日に增し繁榮の一途をたどつておりますことは誠に喜こばしいことであります。

明るい氣持のよい美しい商店街を作るのに街灯、スズラン灯の効果は大きいのでありますが、阿久根市もいち早く之を設置し、明るい街になつたが、日時を徑るにつれ故障のため消灯個所が多くなつてきて、市民の心ある方々から度々の注意をうけており、その都度消灯、スズラン灯個所の早く修理されるよう豚飼育者の御認識と御協力を御願い致します。

2月の

＝小豚市場＝
5日　15日　25日

＝成牛市場＝
22日

◈成豚の取引は、斤量の確實を期し、適正價格の販賣を目的に各關係者の要望もあり現在實施中で好評を博していますが今後とも明るい取引がなされるよう豚飼育者の御認識と御協力を御願い致します。

今月の納税は

固定資産税　第四期分

＝納期限　2月25日＝

お忘れなく月末までにはお納め下さい

昭和28年度 定期健康診断及び予防接種を實施致します

※實施期間　2月16日―2月26日

該當者には皆さんの家庭に接種指令書が屆けられますから、もれなく檢診をうけて下さい

28年1月調 阿久根市 小賣物價概況

品目	單位	價格	品目	單位	價格
精米(ヤミ)	1升	100.00	昆布	10匁	60.00
精麥	1kg	50.00	豆腐	100匁	15.00
干食うどん	100匁	21.00	こんにゃく	100匁	16.00
あわ	〃	33.00	漬物	〃	15.00
いさき	100匁	35.00	澤あんぽう	〃	50.00
ぶり	〃	25.00	味噌	1本(2㌔)	160.00
干し	〃	35.00	醤油	100匁	35.00
鯛	〃	120.00	州みかん	〃	25.00
鰯	〃	150.00	りんご	〃	25.00
鮫	〃	35.00	茶	〃	25.00
鰹	〃	75.00	茶碗	1俵	120.00
鯖	〃	60.00	木炭	1束	240.00
牛	〃	150.00	釘	100匁	25.00
豚	〃	130.00	板硝子	1枚	30.00
牛乳	1本(1合)	12.00	硝子	1個	50.00
鶏卵	100匁	95.00	茶わん	〃	16.00
大豆	1合	10.00	バケツ	1本	150.00
あぶら	〃	18.00	薬	1本	40.00
甘藷	1貫	35.00	感冒薬	1個	50.00
馬鈴薯	〃	105.00	膚病薬	1回	7.00
キャベツ	100匁	12.00	皮膚浴料	〃	80.00
大根	〃	8.00	入浴料	1個	35.00
人参	〃	2.00	理髮料	1回	50.00
ごぼう	〃	9.00	石けん	1月	180.00
干瓢	10枚	16.00	映畫觀覽料	1坪	286.00
		70.00	新聞購讀料	1石	2600.00
			杉板材		
			角材		

◎此の調査は縣内の主要市町の小賣物価の動向を把握し地域的な經濟狀況の資料を得るのを目的として行われて居ります。

※調査品目は、食糧品46　光熱品2　雜品9　被服品8　住居用品8　合計73

※調査日・毎月15日を含めて、毎週の水、木、金曜日の8日間

(註) 1月の調査品目は必需品52品目を掲載いたしました

㊀㊁㊂ ラジオ

縣政を築くため生活を向上させるため私達は縣政をよく知りましよう

二月中の縣政關係ラヂオ番組をお知らせ致します

次＝日

▲早起鳥（毎日午前5、55―6、00第一放送）

週間天氣予報

1 麥の追肥について
2 供米完遂後の自由販賣について
3 北薩水指いわしの漁業について
4 松脂採取の準備はできましたか
5 桑穗木を早目に採りましよう
6 馬の傳染性貧血の檢診について
7 上手なつくろいもの
8 農家の貯金は再生産資金え
9 漁業協同組合の再編成について
10 學校防風林のコンクールについて
11 蠶業指導所だより
12 小作契約について
13 麥蒔飼料作物
14 ラミーの需給關係について

▲成人教室（毎週火午前7、15―7、50第一放送）

3＝日

縣政今月の歩み
當面の地方財政について
安くなつた税金

▲農家のしおり（毎週土午前6、15―6、30第一放送）

1 煙草苗床の管理と肥料
2 漁村の經濟自立化運動について
3 もうかる台灣桐を植えましよう
4 春の桑植準備は出來ましたか
5 新しい飼料について
6 溫床の手入
7 小鳥は許可をへて飼いましよう
8 ますについて
9 絲の羽根を買いましよう
10 農地交換分合について

▲樂しい農場（毎週金午前7、15―7、30第一放送）

1 アメリカの農業を見て
2 部落有林の生かし方
3 私は種子モミをこうして更新した
4 一年で收入の上る桑の仕立方
5 堆肥舍の改善について
6 甘藷の苗床について
7 これからの麥の病害

▲季節の家庭仕事（毎週土午前8、30―8、45第二放送）

1 茶園をつくればどんな利益があるか
2 果樹園に施す肥料について
3 きやべつ、たまねぎ等の手入について

▲樂しい農場（毎週金午前7、15―7、30第一放送）

1 一年で收入の上る桑の仕立方

阿久根市廣報
第15號
昭和28年2月5日發行
發行所　阿久根市役所
編集　調査課
印刷所　福崎印刷所
枚一回　覧は　報戸　廣二

市民の皆様へ

助役　松元末吉

凡そ生を阿久根市にうけ此の地で生活するもので、阿久根市勢の發展を願わぬ人は無いと思います。

阿久根市の人口は三万二千人でその六割は農業で商業が一割五分漁業が一割その他が一割五分となつて居ます。市を振興せしむるには各の家業に精進して各々の經濟の實力を養成せねばならぬ。

經濟の自立化と云うことをやかましく唱へられて居ますものの聲ばかり大きくても實行力がなければ何にもならないので、不言實行即ち實踐窮行實力を涵養せねば駄目だ。昔は夙夜びん勉とか勤倹力行とか、困苦欠乏に堪へ十年一日の如く倦まず撓まず働くことを教へられました。

近來は勞働基準と云うが農家や漁家では或基準にはなりますが、五月や十月の農繁期とか或は難の中の台風とかそれはそれは思う様に出來ない事は當然であります。踏みくだく二葉の松も幾十百年の風雨霜雪にあうて鶴が巣をくむ高砂の松ともなるのだ。

汗と苦難の繼續而も計畫的に細密なる注意と絶えざる努力でけれなば、本當の力ではないことになる。ヌレ手で粟をツカム様な、飴の濟で砂糖をなめる式のことがあつたら誰も苦勞はせぬのである。

商工業の經營も大資本を投じて最初から派手に出來ない。それにはその基礎があり、大丈夫と云う信念のもとに始めらるゝのであることは今更言わずもがなだ。

かく申しましても徒らに勞役これつとめてもそれはいけない。百姓は自己の田畑、山林に植付けの種類、品種の選擇、手入れの計畫予算を立て蔬菜、果樹、材種、そして幾年の後に於ける收入の道方法、設計、收支の計畫を控目につもつて、そして現在に於ける收支に幾分の餘裕を考へて最惡の場合を予想することが大切であると思います。

農家に有利で、どこでもよく育つ茶を植えましょう。特に災害の多い土地にはぜひ防災茶園を!!

農林　畦畔茶園を仕立てましょう

鹿兒島縣は毎年の様に台風に見舞はれ、これが爲農作物は甚大な被害を蒙り、其の減收量は莫大なもので平均二―三割、年によつては收穫皆無に近いこともあることは周知の通りであります。

特に傾斜地が總畑面積の七割を占める本市の場合は豪雨等による作土の流亡と相俟つて、農業經營をおびやかす面が大きいので、之が防止策を講ずる必要のあることは言を俟たない所であります。

市に於ては防風防砂を目的とし、併せて農家の自給自足と經濟自立をはかるための畦畔茶園設置について、昭和二十四年度より強くさけび推進して來たので今漸く其の緒につかんとしていることは誠に善ばしい限りであり、經濟自立化運動の展開と共に縣ならびに市に於ても益々之が增殖を强力に奬勵指導致している次第であります。

茶園設置に當つて挿種適期になつていますので（二月二十日頃迄播種完了）これ等の仕立法について述べてみますと

一、種子を入手したら桶に水を貯え種子を一晩浸し、翌朝浮いているものを捨て沈んでいるもののみを播種する。

二、畦畔茶園の仕立方は從來余り端つことに播種した爲、ちがや、竹その他の雜草類が侵入し肥料を施しても大半はこれ等が吸收して大事な茶が順調に生育しなかつたそこで少くとも三尺内側に播き外側に甘藷や麥を一畦作れるようにする。

三、播種法には次の方法がある。

1 一條播
深さ一寸間隔二寸位にして親指大の穴を堀り、種子の臍を下に向けて播き八分位覆土し、發芽後五寸間隔に間引く。

2 二條播
一條播の方法で八寸―一尺離して二條にまく。

3 点播法
五寸位の間隔で穴を堀り四、五粒播として、發芽後品種のよいものを二本殘し間引きする（秋か翌春間引して品種のよいものは他に定植した方がよい。）

いづれの方法にしても必ず乾燥防止と、雜草の繁茂を防止する爲、敷草を行うことを忘れてはならない。

尚、發芽後の除草と薄い下肥の施肥、その他肥培管理等を怠つてはならない。これ等については時期的に指導いたします。

農業　農業委員會

農地の交換分合と土地改良を致しましょう

經濟自立化の一環として

如何に適地、適作の多角經營を行うとしても農地が分散していては勞力及管理等の点から行きづまりを來し、又農道、水路等の施設が不備であれば耕作は思う様に出來ず、經營の合理化も遠き夢でしかありません。

農家の皆様、理想的農業經營の爲に、新らしい村づくりのために、農地の交換分合と、土地改良を皆様の自覺と協力によつて實施いたしましよう。

昨年來より縣の重要施策として經濟自立化運動が實施されて居ますが、その實施項目の第一に耕地の利用增進と土地改良と云う項目が掲げてあります。

これは云う迄もなく、農村經濟自立化の重要な要件であり、當市のごとき立地條件の不備な零細形態では、農地の集團化と土地改良の早急實施が急務であると思います。

この事については、農民の代表機關たる、農業委員會として、是非とも取りあげる必要を痛感し、昭和二十七年度事業として、モデル的に、山下、鶴川内地區に於て、農地の交換分合と、農道、水路等の新設改修をする事になり目下着々と事業進進中でその成果には多大の期待を持つて居ります、縣としても本年度は、更に一段と廣範囲に亘つて、この事業を實施する様に、補助施策等について努力をして居り、この期を逸せず實施することは、經濟自立化達成に大なるプラスとなる事を確信する次第であります。

農地の交換分合と、土地改良事業は、皆さんの爲に、皆さんの手で行うもので皆さんの覺せいがなければ机上の空論に終り、理想的農業經營は到底望まれません、そこで部落集會等の時には、大いにこの面について話し合い村を擧げて實施の氣運が揚るよう御すすめ致します。

◎實施希望の部落は、その旨、農業委員會へ御申越になれば、縣の事業指定を受ける様手續致します。

農業改良時報

2月の農事

麥

一月中降雨のため中耕、除草、追肥等の管理が遅れ勝でありますので、出來るだけ早目に行うことが大切であります。又降雨で低溫過濕のため麥の生育は甚だ惡く、その上雜草の繁茂は大であります。ので特に左記事項に注意されたい。

1 肥料

前記の降雨のため基肥が流亡し又低溫過濕で充分に分解しておらないや寒害を受けた麥が多いので早急に中耕、追肥、土入れ等の作業を急ぐべきであります。追肥は硫安で反當二貫以内、尿素の場合は一貫以内を施用し一回に多量の窒素質肥料の過用を避くべきであります。

一月中に一回追肥した方は更に二月中下旬一回追肥して下さい。

一月中追肥出來なかつた方は二月上旬一回、二月下旬―三月上旬に一回の二回だけは必ず分施して下さい。

2 濕害対策

今頃麥の葉が黄變し下葉から枯れるのを見受けますが、一般的に濕害が多い様でありますので中耕等して土中水分を少くし、窒素質肥料の追肥が必要であります。

又その他の排水作業に努めるべきであります。

3 病害防除

二月中下旬頃氣溫が高くなるにつれ麥の病害特にサビ病やうどん粉病（しらしぶ病）等が發生するので、發生を見たら硫黄合劑を水一斗に二合五勺を溶かして撒布して下さい。（尚ダイセンには水和劑と粉劑の別がある。）

なたね

今年は植付期が遅れその上低溫過濕のため植傷み等多くて、下葉の枯れ上りが多く例年に比し生育が甚だ惡い様でありますので、追肥や中耕を入念にして健全な生育をさせねばなりません。

なたねは特に窒素質肥料を多く要しますので硫安で反當三―四貫位二回位追肥して下さい二月の下旬頃になると早植のものは「とうだち」するのがあると思いますが、農林一四号の様な早生種は摘心しないことが大切であります。

えんどう

二月ともなればぼつぼつ開花を見る様になるのが一般でありますが、特に病害については注意して下さい。

例年阿久根の豌豆は品質が惡いと市場側から苦言を言われるのでありますが、開花時に至り風づれや病害によりさやの皮が惡いので、今月より防風垣を完全にする事と石灰硫黄合劑又はダイセン等の撒布により品質の良いものを作るべきでありましよう。

撒布用量は麥の場合と同じで良い。

蔬菜の今月の播きもの

茄子（普通栽培）
二月上旬―四月上旬まで

胡瓜（普通）
博多　二月下旬まで

西瓜（早熟）
二月中旬

インゲン（早熟）
二月上旬―三月上旬

馬鈴薯（普通春作）
二月上旬（紅丸）

里芋（早熟）
二月中下旬（石川早生）

人參（泰まき）
二月下旬―四月下旬（三寸―五寸）

ほうれん草（春蒔）
二月下旬―四月下旬（ビロフレー）

チシャ（春蒔）
二月下旬―三月下旬（グレートレーク）

とうがらし（早出し）
二月下旬―三月上旬（ビーマン）

福祉だより

遺族補償について

遺家族補償法が公布せられて丁度七ヶ月目漸く請求も完了し、皆様は証書の到着を一日千秋の思いで待つて居られる事と察します。

この間皆様は世話係の窓口に來られ詳細に御伺い致したい事もあつたろうし、又今後も充分納得出來ないことがあること、存じますが係としては事務が非常に複雑で忙殺され、一々皆様と接していたのでは書類の進達が遅れ却つて皆様に御迷惑をかける結果になることを予想したもので此の点御了解願い度いと存じます。

現在までに進達した件數は約一千件で一月中旬現在で縣も約九割五分は東京の援護局に進達してあり、この内すべては二月末までには裁定され、皆様の手許に証書が屆く事と予想致して居ります。

次に在郷死亡者（復員後死亡者）は只今係で當時の資料の調査をやつて居りますので、請求は二月初旬になる予想です。又在隊死亡者で今後縣世話課等より死亡原因等の調査の爲照會があつた場合は　至急係まで御連絡下さい。

身体障害者の方へ

身体に障害のある兒童は阿久根市に約四百名おりますが、その内身体障害者の手帳を有する者は十名にも達しておりません。今年は特に兒童の障害者（十八才未滿）の方を特に重点をおきまして、手帳の交付申請を要望致したいので該當者の方は市役所厚生係まで御出で下さい。

留守家族の方へ

終戰後八年目三度引揚者、再開問題が取上げられ去る、一月二十六日、日本代表團が中共へ向け出發したことは御存知の通りであります。これについて、國の各種機關も受入體制は完備し、一日でも早く再開を待ちわびているのは、一人留守家族のみでなく、全國民の願望であると思います。

先般、新聞紙上に發表された殘留者の氏名は、現地より得た資料ではなく、終戰以來關係者より調査したのにもとづくものであり、現在生死不明の者も含んでいるものと思われますが、異國に殘る同胞が一日も早く元氣で内地の土を踏れる様念願して止みません。